

利用規約(養父市地域振興やっふるポイント)

「養父市地域振興やっふるポイント利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、養父市(以下「発行者」といいます。)が、株式会社トラストバンク(以下「TB」といいます。)の提供するシステムを利用して発行する養父市地域振興やっふるポイントの利用に関し、ユーザーの遵守事項並びに発行者及びユーザーの権利義務関係を定めるものです。養父市地域振興やっふるポイントを利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

第1条(定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「養父市地域振興やっふるポイント」(以下「地域振興ポイント」といいます。)は、養父市の地域振興を目的とするものです。
- (2) 「アプリ型」とは、発行者が発行する地域振興ポイントの発行形態のうち、ユーザーが使用する端末上の本アプリ(ユーザー)のアカウントと紐づく形で本QR決済システム上に地域振興ポイントのポイントが登録され、当該本アプリ(ユーザー)上のQRコードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (3) 「カード型」とは、発行者が発行する地域振興ポイントの発行形態のうち、本カード上のQRコードと紐づく形で本QR決済システム上に地域振興ポイントのポイントが登録され、当該本カードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (4) 「加盟店」とは、発行者から指定を受け、ユーザーとの間で自己が指定した対象商品等について地域振興ポイント使用取引を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 「対象商品等」とは、加盟店が地域振興ポイントの一定のポイント数と引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が指定した商品又はサービスをいいます。
- (6) 「地域振興ポイント」とは、発行者がユーザーに対し発行する、電磁的方法により記録されるポイントであって、ユーザーが本規約及び発行者が別途定める規約等の条件に従い、加盟店において地域振興ポイント使用取引の決済に使用することができるものをいい、別表[事業概要]に定める条件が適用されるものをいいます。
- (7) 「地域振興ポイント使用取引」とは、ユーザーが、加盟店において、発行者から発行を受けた地域振興ポイントのポイントと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (8) 「本アプリ(加盟店)」とは、加盟店が地域振興ポイントによる決済、同決済情報の確認の目的で加盟店の情報端末上において利用する、TBが開発し加盟店に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (9) 「本アプリ(発行者)」とは、発行者が地域振興ポイントの発行、管理等の目的で発

行者の情報端末上において使用する、TB が開発し発行者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。

- (10) 「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーが地域振興ポイントの発行を受け、利用する目的でユーザーの情報端末上において使用する、TB が開発しユーザーに提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (11) 「chiica サイト」とは、TB が運営管理する「chiica」という名称の地域振興ポイントに関するサイトをいいます。
- (12) 「本カード」とは、地域振興ポイントの発行、利用のために発行者がユーザーに対し交付する、QR コードが掲載されているカードをいいます。
- (13) 「本 QR 決済システム」とは、TB が運営管理する地域振興ポイントの利用のための QR コード決済用のシステムをいいます。
- (14) 「ユーザー」とは、本規約の内容に同意のうえ地域振興ポイントの発行を受け、地域振興ポイントを利用する個人又は法人をいいます。

第 2 条（地域振興ポイントの発行）

- 1 ユーザーは、本規約の内容を確認し、承諾の上、発行者に対し地域振興ポイントの発行を申し込むことができます。ただし、ユーザーは、アプリ型の地域振興ポイントの発行を申し込む場合、本アプリ（ユーザー）に登録しなければならないものとします。
- 2 発行者は、以下に定める方法により、地域振興ポイントを発行するものとします。
 - (1) アプリ型の場合、発行者が、本アプリ（発行者）を使用して、本アプリ（ユーザー）に表示された QR コードを読み取り、本アプリ（発行者）に所定の情報を入力し、本 QR 決済システム上に同情報を反映させる方法、本アプリ（ユーザー）において利用可能な方法その他発行者が定める方法
 - (2) カード型の場合、発行者が、本 QR 決済システムを通じて生成される QR コードが掲載されている本カードをユーザーに交付し、本カードに表示された QR コードを読み取り、本アプリ（発行者）に所定の情報を入力し、本 QR 決済システム上に同情報を反映させる方法
- 3 発行者は、ユーザーによる第 1 項に従った地域振興ポイントの発行の申込みを承諾するときは、速やかに、前項に従い、地域振興ポイントを発行します。ただし、発行限度額の定めがあるときは、当該発行限度額以上の地域振興ポイントの発行を受けることができないものとします。また、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、地域振興ポイントの発行を一時的に停止する必要があることをユーザーはあらかじめ承諾するものとします。
- 4 ユーザーは、発行された地域振興ポイントの残高を、アプリ型の場合は本アプリ（ユーザー）、カード型の場合は本カード上に表示された QR コードを本アプリ（加盟店）若しくは本アプリ（発行者）により読み取る方法、又は chiica サイト上の残高確認専用ページにアクセスし本カードに記載されている会員コードを入力する方法により確認す

ることができます。

- 5 地域振興ポイントの発行に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

第3条（地域振興ポイントの利用）

- 1 ユーザーは以下のいずれかの方法により、地域振興ポイントを、加盟店との間の地域振興ポイント使用取引の決済に利用することができるものとします。
 - (1) ユーザーが、本アプリ（ユーザー）上又は本カード上に表示される QR コードを加盟店に提示し、加盟店が、本アプリ（加盟店）を使用して当該 QR コードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する地域振興ポイントのポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本 QR 決済システム上自動的に減算される方法
 - (2) ユーザーが、本アプリ（ユーザー）を使用して加盟店に置かれた QR コードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する地域振興ポイントのポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本 QR 決済システム上自動的に減算される方法
- 2 ユーザーは、事前に QR コードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（ユーザー）、本カード及びこれらに表示される QR コードの複製物を提示する形での地域振興ポイントの利用はできません。
- 3 ユーザーは、地域振興ポイント使用取引の完了後、本アプリ（ユーザー）、本カード上に表示された QR コードを情報端末により読み取る方法、その他の方法により、利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
- 4 地域振興ポイントの利用に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

第4条（地域振興ポイント使用取引の取消し等）

ユーザーは、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行った地域振興ポイント使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。ユーザーが加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店の責任において対応を行うものとします。

第5条（払戻し）

ユーザーは、地域振興ポイントの発行を受けた後は、払戻しを受けることはできません。

第6条（ユーザーの義務）

- 1 ユーザーは本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示される QR コード並びに地域振興ポイントを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。
- 2 ユーザーは、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 発行者が認めた場合を除き本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示される QR コード並びに地域振興ポイントを複製し、改変し、公衆送信し、若しくは貸与、譲渡、売買その他の方法により保護者を除く第三者に承継させ、又は第三者に利用させること
 - (2) 本アプリ（ユーザー）、本カード、及びこれらにより表示される QR コード並びに地域振興ポイントを偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること
 - (3) 違法又は公序良俗に反する目的で地域振興ポイントの発行を受け、又は地域振興ポイント使用取引を行うこと
 - (4) 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること
 - (5) その他本規約に反すること
- 3 前項に規定するほか、地域振興ポイントを不正に利用する行為ユーザーその他発行者が不適切と判断する行為をユーザーが行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、ユーザーによる地域振興ポイントの利用を認めない場合があります。また、ユーザーが前二項に違反し、本カードを紛失し、その他の理由により地域振興ポイントを第三者に利用されるなどして失った場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。
- 4 ユーザーは、本規約に違反したことにより発行者又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
- 5 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第7条（期限）

地域振興ポイントの利用期限は、別表に定めるとおりとします。

第8条（個人情報等の取扱い）

発行者は、地域振興ポイントの発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、地域振興ポイントの発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (2) 地域振興ポイントの発行及び利用に関し発行者にご提供いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。
 - ・地域振興ポイントの運営、管理及びサービス提供
 - ・サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

- ・電子メール等の通知手段による情報発信
 - ・ユーザーからのお問い合わせ等に対する適切な対応
 - ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 発行者は、ユーザーから取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。
- ① 共同して利用される個人情報の項目
 発行者が地域振興ポイントのサービスに関連して取得したユーザーの個人情報
- ② 利用目的
- ・ユーザーからの地域振興ポイントの発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理
 - ・ユーザーによる地域振興ポイントの発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等
- ③ 共同して利用する者の範囲
- ・株式会社トラストバンク

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1 ユーザーは、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、ユーザーが前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、ユーザーの保有する地域振興ポイントの残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因してユーザーに損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該ユーザーの保有する地域振興ポイント残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第10条（利用中止）

- 1 発行者及び加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、ユーザーに対し事前に通知することなく、地域振興ポイントの発行及び地域振興ポイント使用取引の全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、ユーザーは、地域振興ポイントの全部又は一部を利用することができません。
- (1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、本QR決済システムを利用することができない場合
- (2) システムの保守・点検等により、本QR決済システムを停止する必要がある場合
- (3) ユーザーが本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
- (4) 利用者が地域振興ポイントを違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
- (5) 地域振興ポイントの利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
- 2 発行者及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第11条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、インターネット上のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法によりユーザーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、ユーザーが地域振興ポイントを利用した場合には、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

第12条（権利義務の譲渡等）

ユーザーは、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第13条（地域振興ポイントの発行及び管理に関する業務の終了）

発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、地域振興ポイントの発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあります。この場合、所定のウェブサイト等において掲載することによりユーザーに周知する措置を講じます。

第14条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第15条（連絡、通知）

- 1 本規約の変更に関する通知その他発行者からユーザーに対する連絡又は通知は、本アプリ（ユーザー）又はchiicaサイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者の定める方法で行うものとします。
- 2 本規約に関する問い合わせその他ユーザーから発行者に対する連絡又は通知は、別途発行者が定める方法によって行うことができます。

第16条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、神戸地方裁判所豊岡支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

- 1 本規約は、2023年5月30日から実施する。

附則

- 1 2024年1月10日、別表の追加。
(1)追加 別表 事業概要3

附則

- 1 2024年4月22日、別紙の追加。
(1)追加 別表 事業概要4

附則

- 1 2024年6月17日、別紙の追加
(1)追加 別表 事業概要5

附則

- 1 2025年3月4日、別紙の追加
(1)追加 別表 事業概要6

附則

- 1 2025年4月1日、別紙の追加

(1)追加 別紙 事業概要 7, 8

附則

1 2026年2月13日 別紙の追加

(1)修正 別紙 事業概要 1から6までを削除し、事業概要 7から6つ繰り上げ

(2)追加 別紙 事業概要 4

附則

1 2026年4月1日 別紙の追加

(1)修正 別紙 事業概要 1から3までを削除し、事業概要 4から3つ繰り上げ

(2)追加 別紙 事業概要 2, 3

別表

事業概要 1

1	名称	物価高騰対策やっふるポイント事業 くらし応援！養父市デジタルクーポン事業
2	発行開始日	令和8年5月21日
3	発行期間	上記発行開始日から令和8年9月30日
4	有効期間	発行期間と同じ
5	発行価格	15,000ポイント 1ポイント/1円
6	発行限度額	15,000ポイント/人
7	加盟店及び利用可能エリア	市内に事業所または店舗を有するものとします。ただし、その時々において利用可能な加盟店に関する情報は市HP等に掲載します。
8	発行方法	発行者がユーザーに付与します。
9	利用条件	地域振興ポイント使用取引において、地域振興ポイントのポイントが不足した場合、ユーザーは、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。

別表

事業概要 2

1	名称	歩数ポイント事業
2	発行開始日	令和8年4月1日
3	有効期間	毎年1月から12月の歩数に対し、翌年3月31日まで
4	発行価格	満18歳以上満64歳以下 8,000歩以上 満65歳以上 6,000歩以上 1日5ポイント 1ポイント/1円
5	加盟店及び利用可能エリア	養父市内に本店を置く事業所、店舗等とします。ただし、その時々において利用可能な加盟店に関する情報は市HP等に掲載します。
6	発行方法	発行者がユーザーに付与します。
7	利用条件	地域振興ポイント使用取引において、地域振興ポイントのポイントが不足した場合、ユーザーは、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。

別紙

事業概要 3

1	名称	市民参画ポイント事業
2	発行開始日	令和8年4月1日
3	有効期間	毎年1月から12月の参加事業に対し、翌年3月31日まで
4	発行価格	(1) 市民参画を目的とする講話、講演会、それに付随するボランティア等：100ポイント (2) 公民館事業：50ポイント 1ポイント/1円
5	加盟店及び利用可能エリア	養父市内に本店を置く事業所、店舗等とします。ただし、その時々において利用可能な加盟店に関する情報は市HP等に掲載します。
6	発行方法	発行者がユーザーに付与します。
7	利用条件	地域振興ポイント使用取引において、地域振興ポイントのポイントが不足した場合、ユーザーは、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。